

# 「第19回まちづくり市民会議」議事要旨

○アドバイザー・事務局含め全41名中、28名参加

○今回議論した条例草案（案）資料については、現在市民会議全委員で確認・議論をしているところであることから、現段階ではHP中での公表を行わない。

○以下、次第に即して記載

## 1. 開会挨拶（議長）

- ・これまで各部会で議論した内容について各部会長より発表頂き、部会横断的に意見交換を行い、出された意見を部会に持ち帰り、更に議論を深め、草案を作り上げる流れで進めていきたい。

## 2. 議事

### （1）（仮称）会津若松市自治基本条例「草案（案）」について

#### ①前文（案）について

昨年末の前文に係る議論を踏まえ事務局でとりまとめ、本年1月末に全委員へ提示した前文（案）について改めて提示するとともに、部会長会議で出された意見を踏まえ、前文の成文化に係る進め方について意見交換を行った。

#### 【意見交換等】

#### ○委員）

前文（案）資料中に「会津人の独自の精神を頑なに守る」といった表現があるが、会津の過去の歴史を否定的に捉えている者もいることから、「頑な」ではなく、「活かしながら」、「尊重しながら」、「大事にしながら」といった表現が適切と考える。

#### ⇒議長）

会津の特徴を端的に表現しようという意図で昨年会議で出された意見であるが、部会長会議でも表現について再考すべきといった意見が出されたところであり、偏った表現とならないよう配慮していきたい。

#### ○委員）

前文（案）中に日新館の表現があるが、武士だけが本市を創ってきたわけではない。前文ではそうしたニュアンスは避けた方がよい。

#### ⇒議長）

会津らしさを表現する特徴的なものとして委員意見を踏まえ挿入されているものだが、表現には留意していく必要がある。

#### ○委員）

前文中に、本市のまちづくりの理想像・あるべき姿として「豊かな自然を守る、共生するまちを目指す」といった表現を入れてほしい。

#### ⇒議長）

追加したい。

■市民意見広聴後の前文の成文化に係る進め方については、別途議論することとした。

②第1部会（部会長より説明）

分掌項目：条例制定の目的、条例の位置づけ、まちづくりの基本原則、用語の定義

【意見交換等】

○委員)

条例の位置づけについて、「最高規範」という用語を用いているが、条例に上下はないので、誤解を生む用語は用いず、住民自治の「基本」という用語でいいのではないか。

⇒部会長)

部会でも「最高規範」という用語を用いるか否かまだ結論は出ていない。最高規範という用語を用いることで、市民に条例の存在を強調できる意味はあると思う。

⇒副議長)

読み手の市民には条例の上下のあるなしは関係ない。最高規範という用語を用いるべき。

■「最高規範」という用語を用いるか否かについては、継続議論とした。

○委員)

用語の定義について、現状定義されている用語以外に、条例で使用する主な用語をまとめることはできないのか。

⇒委員)

法制執務上、全般的に頻出する用語や特に強調したい用語を定義規定に入れることが通例。

⇒事務局)

個別項目の箇所で用語の説明を入れていくのか、定義規定箇所に入れるのかの整理を今後行う必要がある。

○委員)

「市内に居住する『者』」等、「者」という用語ではなく「人」とすべき。

⇒委員)

定型的に「者」を用いている。ただ「人」を用いてはいけないわけではない。

⇒委員)

生産「者」や消費「者」という言い回しもある。「者」でもいいのではないか。

○委員)

市民の定義として、「本市に寄与する者」といった切り口での定義づけに係る議論はあったのか？

⇒部会長)

そうした観点でも議論をし、本市に住民登録がある日本人だけではなく、外国人や本市の事業所に勤務する他自治体住民も含め市民として定義いたところ。

③第2部会（部会長より説明）

分掌項目：まちづくりの主体、各主体の権利・役割・責務

【意見交換等】

○委員)

各主体の権利・役割・責務について、地方自治法に既に定められている事項を条例ではどう扱っていくのか？

⇒部会長)

自治法に定められているから条例に定めないとしたことではなく、強調したい事項は改めて条例に規定するという考え。

④第3部会（部会長より説明）

分掌項目：総合計画、行政評価、財政運営、参画・協働、コミュニティ、パブリックコメント、附属機関、行政組織、情報公開・情報提供・説明責任・情報共有、個人情報保護、苦情処理、行政手続、政策法務、法令遵守、公益通報、危機管理 等

【意見交換等】

○委員)

総合計画の策定過程における市民参画について、参画する市民の構成（属性）について具体的に規定すべきではないのか？

⇒部会長)

あまり詳細まで具体的に規定すると身動きが取れない。ある程度幅を持たせる意味合いで詳細まで規定しないこととした。

⇒事務局)

総合計画だけではなくその他の事項についても、市民という言葉では無く、様々な世代・属性の者の参画を促す旨の言葉を用いる考え。

○委員)

横文字はなるべく用いないとして、パブリックコメントを市民意見公募という言葉に置き換えているが、パブリックコメントのままの方が理解されるのではないか。その方が世の中の流れに合うのでは。

⇒部会長)

横文字は使用しないこととしたい。

○委員)

全般的に児童・生徒が読んでも理解し易い用語（特有の法律用語ではなく）を用いるよう心掛けるべき。

○委員)

パブリックコメントについて、公募の具体的な時期について条例中に規定できないのか？

⇒事務局)

条例中に実施時期についての詳細を予め規定するのは難しい。

⇒事務局長)

市政だよりでその年の大まかな対象項目・時期については公表している現況。

⑤第4部会（部会長より説明）

分掌項目：国・県・他自治体・関係機関との連携・協力、国際交流、条例の検証・見直し、住民投票、都市内分権

【意見交換等】

○事務局)

住民投票、都市内分権について、全委員で議論すべき性質の旨、第4部会より伺っているが、どうしていくか？

⇒部会長)

第4部会でも議論したところではあるが、各部会でも議論して頂き、そこで出された意見を踏まえ、改めて第4部会で議論していきたいと考える。

⇒議長)

様々な意見を踏まえることは重要。進め方については検討したい。

⇒事務局長)

住民投票や都市内分権は議会でも議論になっている。広範で深い議論が必要で、改めて議論する場を設けることとしたい。

3. 会議総括（議長）

- ・ボリュームもあり、今回だけでは議論を尽くせなかったと思う。次回会議には辻山アドバイザーを招聘しているので、講評頂くとともに、講評結果を踏まえ議論を深めていきたい。

以上